

国際環境協力に関する既存計画 / 現状と課題 / 今後の取組みの方向 (案)

1 世界的な枠組みづくりへの戦略的な関与

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
世界的な枠組みづくり	<p>ここでは、国際環境協力に関する既存計画として、「現あり方(平成4年答申)」、「ECO - PAC」、「EcoISD」における記述ぶりをまとめている。</p>	<p>(世界的枠組みの具体化)</p> <p>地球環境の保全と持続可能な開発は、世界の国々が協力しつつその実現に向けて努力していかなければならない理念。国際社会は、その理念の実現のために各国が責任をもって取組むべきことを定める国際的な枠組みを作成する努力を重ね、502 の国際環境条約(うち 323 は地域レベルの条約)、WSSD、様々な行動計画やイニシアティブとして結実。世界的な枠組みの中には、具体的な枠組みや行動に至るまでには、さらなる取組みが必要なものがある。</p>	<p>(重点分野に係る世界的な枠組みづくり)</p> <p>我が国が今後 10 年間に国際環境協力に関して特に重点的に取り組むべきと考えられる分野において、世界的な枠組みづくりに積極的に関与する必要がある。</p> <p>「淡水資源」、「エネルギー・気候変動」、「土地劣化」、「都市環境」及び「教育・キャパシティ・ビルディング」に関する世界的な枠組みづくり(これら分野に関して横断的な課題である「持続可能な生産消費形態への変更」に関する枠組みづくりにも関与すべき)</p> <p>「生物多様性の保全」については、生物多様性条約を始めとしてワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約、国際サング礁イニシアティブ等の世界的な枠組みを活用し、国内施策との連携も図りながら積極的な貢献を果たすこと</p>
		<p>(気候変動枠組条約に基づく温暖化対策)</p> <p>京都議定書は、2005 年 2 月に発効した。</p> <p>クリーン開発メカニズム(CDM)や共同実施(JI)について、技術的なルール of 国際的検討における我が国専門家の関与はこれまでのところ限定的である。</p> <p>開発途上国も温暖化対策に責任を持つことが不可欠であるが、開発途上国を含む地球規模での対策に係る将来の枠組みについての検討はこれからとなっている。</p> <p>小島嶼国や低地を沿岸に抱える国などにおける、気候変動による社会経済・自然環境への悪影響に対する適応措置について、国際的に支援する取組みはまだ緒についてばかりである。</p>	<p>(気候変動枠組条約の目的達成を目指した対策の枠組みづくり)</p> <p>気候変動枠組条約に基づく地球温暖化対策を推進するために、我が国は次のような枠組みづくりに向けた取組みを進める必要がある。</p> <p>温室効果ガス削減目標の達成に向け、国内対策を補足する JI や CDM などの活用のルール化に積極的に関与すること</p> <p>将来的に、開発途上国の温室効果ガスの削減対策への参加、責任の共有を実現するため、特にアジア太平洋地域の関係国と政策対話を進め、開発途上国を含む地球規模での対策の推進に係る枠組みづくりについて主導的役割を果たすこと</p> <p>バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータン、モンゴル、南太平洋諸国など温暖化による影響に脆弱な国々における温暖化への適応対策の枠組みづくりを支援すること</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
世界的な枠組みづくり		<p>(環境技術の規格及び技術保護制度)</p> <p>環境関連の分析法や装置についての先進各国の規格は、近年、国際標準化機構 (ISO) の国際工業規格に統合されつつある。</p> <p>欧米からの技術導入にともない、開発途上国では ISO 規格を利用する国が増えていることから、我が国の JIS 対応の技術の導入が困難となっているとの意見がある。</p> <p>海洋発電にみるように我が国が有する高度な環境対策技術も、技術保護の制度がないか、あっても遵守されていない途上国においては、我が国の企業がその技術を提供することに慎重にならざるを得ない状況である。</p>	<p>(環境技術の移転に関する世界的な枠組みづくり)</p> <p>我が国に蓄積された環境技術を他の国で有効に生かしていくために、政府は、ISOや国連、特にUNEPの主導によるハイレベル環境技術会合等を通じて環境面での国際的規格づくりや技術の知的所有権等の保護に関するルール化について、リーダーシップを取って進めるべきである。</p>
		<p>(貿易と環境)</p> <p>2001年11月のWTO第4回閣僚会議(ドーハ)で立ち上げられたWTO新ラウンドにおいて貿易と環境が交渉課題となった。</p> <p>その後、多国間環境条約における貿易制限措置、自国外の環境問題に対処するための一方的貿易制限措置、非関税障壁としての環境ラベルなどが議論されているが、2003年9月のWTO第5回閣僚会議(カンクン)では、アメリカ・EUと開発途上国の対立が極めて大きく、今後の展開が不透明。</p> <p>また、いくつかの国について我が国との自由貿易協定(FTA)の締結に向けた動きもあるが、それに呼応した環境協定の締結にまでは至っていない。</p>	<p>(貿易と環境に関する世界的な枠組みづくり)</p> <p>貿易と環境に関する枠組みづくりにおいて、次のような取組みを進める必要がある。</p> <p>世界的な貿易協定の中での環境と貿易の相互支持性の確保に、積極的に関わること</p> <p>我が国が自由貿易協定を締結する際には、環境面での正負の影響について検討するとともに、環境協定の締結を進めること</p>

2 地域における環境協力の枠組みづくりに向けた我が国のイニシアティブ

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(1) 二国間の政策対話の推進	<p>&lt; ECO - PAC &gt;</p> <p>中国との日中環境保護協力協定、韓国との日韓環境保護協力協定に基づく政策対話の一層の推進を図っていく。</p>	<p>(各国の状況に応じた環境協力)</p> <p>我が国は、日中、日韓の環境保護協力協定を締結するなど、二国間の環境協力の取組みを実施している。</p> <p>アジア太平洋地域・東アジアの国々は、国ごとの事情や発展段階が様々であり、その状況に応じた協力の枠組みが求められる。</p> <p>しかし、現在のところ、こうした二国間の枠組みづくりに向けた我が国の取組みは十分ではない。</p>	<p>(二国間の政策対話の推進)</p> <p>それぞれの国の状況を踏まえ、次のような取組みを国別に進める必要がある。</p> <p>各国との政策対話を通じて、その国の環境の状況、環境管理能力、情報公開の状況、政策決定における国民参加の状況等を分析し、国ごとの環境保全上の課題や環境協力のニーズなどの情報を把握すること</p> <p>把握した情報をもとに、相手国とともに、その国の状況に応じた解決の方向性を検討し、環境協力の方向付けを行うこと</p> <p>地域における環境管理の枠組み構築に向けて、関係諸国の意識の醸成を図ること</p>
(2) 効果的な情報ネットワーク等の整備	<p>&lt; 現あり方 &gt;</p> <p>途上国が行う環境に関する基礎調査、モニタリング等に関する支援を重視する。</p> <p>酸性雨問題については、気象等の関連条件を含めた現況調査に共同して取り組むこと。</p> <p>&lt; ECO-PAC &gt;</p> <p>途上国の環境保全に関する情報の整備を行う。</p> <p>地球環境研究センターでは国連環境計画 (UNEP) の地球資源情報データベース (GRID) の我が国のセンターとしてアジア太平洋地域の地球環境データベースの整備を図る。</p> <p>北西太平洋地域海計画 (NOWPAP) に関連した国際協同の海洋環境モニタリング、我が国に蓄積された経験や技術の移転等についての取組を推進していく。この第一段階として、当該水域におけるモニタリング・ネットワーク構想の具体化を図るための取組を実施する。</p> <p>サンゴ礁の保全、管理に関する情報について、地球的規模</p>	<p>(モニタリング・ネットワーク)</p> <p>アジア太平洋地域の地域的な環境問題に関する情報・データを収集するため、我が国は、EANET 等のモニタリング・ネットワークを関係各国と協力して構築している。</p> <p>今後、モニタリングの対象、カバーする地域、データの信頼性、モニタリング結果の活用、モニタリング・ネットワーク間の連携といった点で、拡大を図ることが課題。</p> <p>北東アジア地域での黄砂モニタリング・ネットワーク構築の重要性が国際的に指摘され、TEMM 等の場を通じ、日本、中国、韓国及びモンゴルによるモニタリング・ネットワーク構築が進められている。</p> <p>土地被覆土地利用変化 (LUCC) のモニタリングについては、研究者レベルでの取組みが進んでおり、また、砂漠化対処条約に基づきアジア地域におけるテーマ別プログラムとして「砂漠化のモニタリングと評価」が設定されているが、これらについては、関係国によるモニタリング・ネットワークの整備には至っていない。</p>	<p>(モニタリング体制・ネットワークの整備)</p> <p>我が国は、各国の環境モニタリング体制・地域の環境モニタリング・ネットワークを整備するために、次のような取組みを行うことが重要である。</p> <p>関係国の実状やプライオリティに見合ったモニタリング体制・ネットワークの構築と強化を支援すること</p> <p>EANET の拡充、重要生息地ネットワークを通じた渡り鳥の国際共同モニタリングの推進など、既存のモニタリング・ネットワークの拡充と相互の連携強化を図ること</p> <p>黄砂モニタリング、LUCC のモニタリングに関する体制について、関係国とともに早急に検討し、系統だったモニタリングを開始すること(データの共有及び検証といったソフト面も含む)</p> <p>砂漠化のモニタリング・早期警戒について検討を進めること</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(2) 効果的な情報ネットワーク等の整備	<p>のネットワークを整備する「地球規模サンゴ礁モニタリング・ネットワーク構想(GCRMN)」の東アジア海地域での拠点を我が国に設置する。</p> <p>生物多様性条約に基づく情報交換の仕組みの円滑な運用に貢献するとともに、アジア地域の各国間での生物多様性保全に関する各種情報の共有化を進めるために、地域の情報ネットワーク構築に向けた検討を行う。</p> <p>酸性雨については、東アジア酸性雨モニタリングネットワークの具体化を図るため、政府間における合意の形成、ネットワークの試行的稼働、ネットワークセンターの設立等の準備作業を推進していく。また、モニタリング・ネットワークの設立を第一歩とし、我が国がイニシアティブをとって東アジア地域での酸性雨対策に関する国際的協同取組を推進していく。</p> <p>&lt; EcoISD &gt; 東アジア酸性雨モニタリング・ネットワークの推進を支援</p>	<p>(環境情報・データ)</p> <p>環境情報・データに係る分野では、IGES によるアジア太平洋地域の環境白書の作成や、「アジア水環境パートナーシップ(WEPA)」に基づく水環境保全のためのデータベース構築が進められている。</p> <p>情報ネットワークに関して、温暖化関係情報の窓口として、アジア太平洋地球温暖化情報ネットワーク(AP-net)が機能。</p> <p>生物多様性情報ネットワークの整備に向けて、研究者の育成や組織の能力強化が行われており、生物多様性保全分野での日本がリーダーシップをとって進めている数少ない取組みの一つとなっている。</p> <p>こうした取組み事例はあるものの、アジア太平洋地域の国々との環境関連情報の交換や統計情報の整備、地域での情報共有はまだ十分に進んでいない。</p> <p>既存の情報ネットワークはそれぞれ別個に機能しており、相互にデータの交換・比較等が容易に行えないことも課題。</p>	<p>(環境情報・データの整備)</p> <p>我が国は、関係諸国と共同で以下の取組みを進める必要がある。</p> <p>必要な環境情報・データについて、関係者と協力して整備すること(東アジア諸国における生物多様性に関する情報ネットワーク整備の継続的な支援を含む)</p> <p>AP-net や WEPA、その他の既存・計画中の廃棄物、大気、水に関する情報ネットワーク間の調整を図り、データの相互交換や比較等を可能にすること</p>
(3) 共同研究や研究ネットワークの推進	<p>&lt; 現あり方 &gt;</p> <p>我が国はアジア太平洋地域において次のような地域環境協力を推進すべきである。</p> <p>開発途上国における環境の保護と自然資源の賢明な利用を通じて持続可能な開発を促進するとともに、開発途上国による自然資源の管理及び保全のための資源センター設立を支援する可能性につき検討し、また、地球規模の変動に関する研究における地域的アプローチ及び地球規模の変動に関する地域研究のネットワークづくりを進める。</p> <p>&lt; ECO-PAC &gt;</p> <p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)では気候システムの変動、沿岸地域のプロセス及び影響、陸地域生態系の変動とその影響、アジア太平洋地域における人間社会的側面研究について支援の対象として共同研究活動を推進し、アジア太平洋地域の基礎データ整備、同地域の研究者のレベルアップを図る。また、APN 研究支援センターの設立</p>	<p>(共同研究の進展と政策立案へのフィードバック)</p> <p>我が国は、関係各国と協力して「アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(IGES/APN)」を設立し、地球変動に関する研究者や研究機関のネットワーク形成、APN 戦略計画に基づくアジア太平洋地域の研究機関等による地球環境・変動に係る国際共同研究を支援。</p> <p>アジア太平洋地域に重点を置いた環境戦略研究を実施するための「地球環境戦略研究機関」(IGES)も設立し、先進国及び開発途上国の研究者と共同の研究を実施。</p> <p>開発途上国の研究者を我が国に招聘し、大学や国の研究機関での共同研究をすすめる「エコフロンティア・フェローシップ制度」を設立。</p> <p>この他、エネルギー資源研究所(インド)、韓国エネルギー経済研究所(韓国)、独立行政法人国立環境研究所(日本)などアジアの研究機関において、地球温暖化等に係る共同研究を実施。</p> <p>共同研究の支援や関係機関・研究者とのネットワーク基盤が整備されてきているが、アジア太平洋地域の環境課題解決を</p>	<p>(共同研究や研究ネットワークのより一層の推進)</p> <p>地域の環境に関わる科学的知見の充実及びその成果に基づく政策形成を図るため、次のような取組みを進める必要がある。</p> <p>IGES/APN が中心になって作成した戦略計画に基づく、アジア太平洋地域の研究機関等による地球環境の保全に係る国際共同研究及び研究ネットワークの整備を推進するとともに、我が国の研究者の国際的な共同研究への積極的参加・貢献を促進すること、またその際、特定大学間、研究機関の枠を超えて開かれた共同研究を進めること</p> <p>研究者と政策決定者の連携を促進するとともに、共同研究の成果が政策にフィードバックされるよう、関係国間の環境協定や行動計画に共同研究を位置づけること</p> <p>関係国とのパートナーシップに基づき、国際共同研究体制の整備に向けた財政支援を強化すること</p> <p>我が国が中心となって地域の研究者間の研究交流を一層促進するため、環境省によるエコフロンティア・フェローシップ制</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(3) 共同研究や研究ネットワークの推進	<p>等を進め、組織の恒常化を図る。</p> <p>「開発途上国共同研究」、「国際交流研究」(エコフロンティア・フェローシップ制度)を、アジア太平洋地域を対象として今後一層の充実を図る。</p> <p>国立環境研究所においては、中国、タイを始めとするアジア太平洋地域の研究機関と環境のマネジメント、改善等に関する国際共同研究を行う。</p> <p>地球環境研究センターでは国連環境計画(UNEP)の地球資源情報データベース(GRID)の我が国のセンターとしてアジア太平洋地域の地球環境データベースの整備を図る。</p> <p>アジア太平洋地域に焦点をあてた環境戦略研究を実施する「地球環境戦略研究機関」を設立すべく準備を進める。</p> <p>アジア太平洋諸国のニーズを踏まえて、生物多様性保全のための科学的知見を得るための調査研究の共同実施を進める。</p>	<p>目指して、引き続き共同研究の基盤強化が必要。</p> <p>共同研究の基盤は整備されてきているものの、これらの共同研究と各国の政策立案との連携が十分でない点が指摘されている。</p> <p>(研究ネットワーク、共同研究の資金・成果発表)</p> <p>研究機関、大学等の研究者の連携・交流は行われているものの、アジア太平洋地域の環境に関わる国際的な共同研究への我が国の研究者の参加は限定的であり、国際機関が主導する研究を除いては、特定の大学間、研究機関の枠内にとどまっているものもある。</p> <p>研究者同士の交流の増加にともなって、共同研究のニーズは高まっているが、それに対する資金確保が困難であるために、共同研究が進まないという意見もある。</p> <p>研究者間の交流促進に資する研究者の情報ネットワークや共同研究の成果を発表する場も、現在のところ非常に限られている。</p>	<p>度を継続実施するとともに、研究者の情報ネットワークの整備及び地域の研究者の研究発表の場の創設を検討すること</p>
(4) 環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施	<p>&lt;ECO-PAC&gt;</p> <p>人材育成を重視して協力を行っていくことが肝要である。その際、政府のみならず、様々な主体を視野に置くとともに、将来の環境を守っていくべき世代である子どもたちの環境教育にも取り組むことが必要である。</p> <p>中央政府及び地方自治体の環境関連組織や環境 NGO の強化を支援していくことが求められている。地方自治体の環境面の組織強化への協力を重視していくことが重要である。</p> <p>環境管理センター等を拠点とした技術協力が有効に機能すると考えられる国を対象に拡大していく。</p> <p>環境教育プログラムについては、分野別の汎用性の高いものの検討開発を進め、セミナー等を通じて普及を図ることにより、開発途上国における環境教育の推進を支援し、それにより開発途上国の環境意識の向上を図り、環境保全の推進に寄与することを目指す。</p> <p>&lt;EcolSD&gt;</p>	<p>(我が国の協力実績と小泉構想)</p> <p>我が国は、ODA による独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクトや JICA 集団研修の実施により、開発途上国政府機関職員の環境管理能力向上に協力。</p> <p>EANET も、専門家の派遣等を行うことにより、酸性降下物のモニタリングに係る開発途上国の能力開発事業を実施。</p> <p>開発途上国の環境管理能力の強化は依然として重要な課題であり、ヨハネスブルグ・サミットで発表された小泉構想でも、開発途上国の環境問題への管理能力向上のために、2002年度から5年間で5,000人の環境関連人材の育成を掲げ、「持続可能な開発のための教育の10年」を提唱。</p> <p>南南協力の一環として ASEAN 諸国による新加盟国の環境管理能力向上に対する協力が行われているが、我が国の協力も期待されている。</p> <p>しかし、これらを具体化するにあたって、アジア太平洋地域又は東アジア全体の環境管理システムの改善という視点にたったプログラムづくりや、国際機関や関係各国との合意に基づ</p>	<p>(環境管理能力及び環境教育プログラムの開発と実施体制の確立)</p> <p>地域の環境管理を改善していくためには、関係国の環境管理能力の向上が不可欠である。我が国は、2002年度からの5年間で5,000人を目標として環境関連の人材育成に協力することを表明しているが、具体的には、次のような取組みを進めるべきである。</p> <p>各国と共同で、環境管理能力の向上や環境教育のための行動計画を作成し、プログラムの開発やその実施体制の確立を進めること(その際、eラーニングを効果的に活用すること)</p> <p>タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシアとの間で合意している南南協力促進のためのパートナーシップ・プログラムを発展させ、関係諸国と共同で実施する体制を構築すること</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(4) 環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施	<p>環境にかかる組織、関係者の総合能力を高めるため、環境に関する技術の習得等を含めた人づくりを推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行う。途上国による自らの能力向上を目指して、長期的な視点から協力を行う対象を選定するとともに、関係者の優先分野や対象方針などの決定及び事業実施への参加、行動能力を高めるための共同作業、広く国民等の環境意識の向上を図る環境教育など過程を重視した協力を推進する。</p> <p>開発途上国の環境問題への対処能力向上のために、2002年度から5年間で、5000人の環境分野の人材育成に協力する。</p>	<p>く実施体制の構築等は必ずしも十分行われていない。情報通信技術の進展により、eラーニングといわれる教育のしくみができつつあり、IGESの提供する持続可能な開発のためのeラーニングは、無料で常時アクセス可能、短時間で自己学習型という特徴を有している。環境管理能力の向上にあたっては、このようなツールも利用可能。</p>	
(5) 我が国のODAの効果的な活用及び紛争・自然災害に関する環境協力	<p>[環境 ODA]</p> <p>&lt; 現あり方 &gt;</p> <p>今後とも、引き続き環境 ODA の充実・強化に努めていく必要がある。他方、環境協力の効率的、効果的实施が重要な課題となる。</p> <p>途上国が、自国に適した技術を開発・改良・普及する能力を身につけることができるよう、途上国の研究者・技術者の育成・訓練を技術協力の一環として重視していく必要がある。その際、以下の点に配慮しつつ、各種形態の技術協力及び資金協力を有機的に組み合わせることが効果的。</p> <p>(1) 中小企業の技術・経験の活用  (2) 資源・エネルギーの利用効率に関する技術・ノウハウ  (3) 技術移転・研究国際ネットワークの構築  (4) 途上国の施設等の活用</p> <p>環境 ODA の効果的実施に向けて、被援助国との政策対話の強化等を通じ、案件形成を共同で行うとともに、重点的に次のような方策を講じていくことが有効である。</p> <p>(1) 環境状況の把握及び環境保全基本計画作りへの支援  (2) モデル事業の実施  (3) 事前、事後の評価の充実  (4) 地域環境協力の推進</p>	<p>(環境分野の ODA 実績と政策分野での協力)</p> <p>過去 10 年間に、我が国の環境分野の ODA 案件数は着実に増加。開発途上国のモニタリング能力向上のため、「環境センター」の建設とプロジェクト形式の技術協力、廃棄物・大気・水質管理分野でのマスタープランの策定などの開発調査や関連する資機材、施設建設に関する資金協力を実施。</p> <p>環境 ODA はこれまでに大きな実績を挙げてきているが、個々の環境分野の技術移転及びインフラ整備の支援に比べて、政策立案・実施・評価に係る能力向上の支援に重点が置かれることが少ない。</p> <p>また、例えば、提供した環境関連の機材、インフラが適切に管理されないために問題となっているケースがあるなど、開発途上国に受入可能な対策を支援するという視点が軽視される傾向にあることも指摘されている。</p> <p>(環境 ODA 実施の枠組み)</p> <p>ODA はこれまで相手国の要請を受ける形で実施されてきたこともあり、環境分野の ODA も、個別的に実施され、相手国の全体的な環境統治とそのための管理能力向上のシナリオの中で必ずしも十分に位置づけられてきたとは言えない。</p> <p>国別の援助計画を作成して ODA を実施することになりつつあるが、計画作成に際して、アジア太平洋地域の環境管理システムの改善に向けた、より戦略的な視点の組み込みはまだ</p>	<p>(ODA の活用による政策支援型及び対処能力向上に係る協力の推進)</p> <p>開発途上国における環境管理能力の向上については、環境分野の法制度、国家戦略計画、行動計画等の政策の立案、実施、モニタリング、評価が重要である。そのような能力の強化に向けて、次のような取組みを進めていくべきである。</p> <p>廃棄物管理、水質・大気保全、有害化学物質管理、生物多様性保全などの分野において、機材供与・インフラ整備に加え、専門家の派遣、研修の実施など政策支援型の国際環境協力をより積極的に進めていくこと</p> <p>環境 ODA 事業の持続性を向上させるため、途上国の受入れ可能な対策を支援するとともに、対策実施に係る人的・組織的能力の向上を一層重視していくこと</p> <p>(国別援助計画の作成、環境 ODA 案件の形成等)</p> <p>地域の環境管理の改善に向けて、次のような取組みを進める必要がある。</p> <p>外務省が主導する国別援助計画の作成において、その作成に携わる環境分野の専門家の充実を図り、各国との政策対話の成果を適切に反映するとともに、地域の環境管理の改善に資する戦略的な視点を組み込むこと</p> <p>それらの専門家を活用し、漁場・森林再生など環境保全の要</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
<p>(5) 我が国の ODA の効果的な活用及び紛争・自然災害に関する環境協力</p>	<p>&lt; ECO - PAC &gt;  環境管理センター等を拠点とした技術協力  専門家派遣を通じた、効果的な技術移転  途上国からの研修生受け入れによる技術移転の推進</p> <p>&lt; Eco-ISD &gt;  世界の持続可能な開発を支援するため、今後も環境 ODA を引き続き積極的に実施していく。  行動計画: ODA を中心とした我が国の国際環境協力(4つの重点分野)  (1)地球温暖化対策  (2)環境汚染対策  (3)「水」問題への取組  (4)自然環境保全  優遇条件による円借款  地球環境無償資金協力の充実  環境 ODA の事業評価</p>	<p>十分ではない。  その国の環境統治及び管理能力は、他分野のレベルと無関係に向上することはないことから、全体的な能力向上の進展度を考慮しながら、国ごとに発展のシナリオを描き、それを踏まえた系統だった支援を行う必要があるが、現在のところ十分対応できていない。  アジア太平洋地域の複数の国にまたがるような準地域レベルの環境 ODA 案件へのニーズは高いが、そのようなプロジェクトの枠組みは整備されていない。</p>	<p>素を組み込んだ地域開発・生活向上プロジェクト案件や貧困対策とリンクした環境 ODA 案件など紛争予防のための環境 ODA 案件の形成・実施を推進すること  ODA 受入国が、我が国 ODA 事業の実績を踏まえて自ら対策や技術・ノウハウの普及に取り組めるよう、モデル的な ODA 事業の形成・実施を推進すること  我が国の企業による開発途上国への技術支援の促進に向けて、環境技術に関する開発途上国の人材の育成、環境技術への適応対策、環境技術の知的所有権等の保護のための ODA 案件の形成・実施を推進すること  準地域レベルの環境 ODA 案件の枠組み整備について検討すること</p>
	<p>[ODA における環境配慮]  &lt; 現あり方 &gt;  国際協力に際し、個々の事業を行うに当たり事前に環境影響評価を行うにとどまらず、あらゆる段階で持続可能な開発の見地から環境配慮の組込を充実・強化する必要がある。  開発援助の実施に当たり、環境調査、援助事業の現場における環境配慮の徹底を含め、環境影響評価等の環境配慮の実施を強化するとともに、政府の統合的な環境影響評価の仕組みを作っていく必要がある。評価は、広く経済・社会・文化的な見地も含めた持続可能な開発の実現の観点から行うことが重要である。  政府系金融機関においても、その融資する事業に関して環境配慮を充実させていく必要がある。  環境配慮の充実・強化を図るに当たっては、次の点に留意する必要がある。  (1)特に慎重な対応を要する案件  (2)環境配慮の方針の周知  (3)国別環境情報の有用性  (4)環境配慮の経験の活用</p>	<p>(ODA における環境配慮)  我が国の ODA は、環境問題等の地球規模の問題を重点課題の一つとして掲げ、環境と開発の両立を援助実施の原則としており、ODA に占める環境 ODA の割合は高まっている。しかし、開発途上国による ODA 要請の中で、環境は必ずしも優先順位の高い課題となっていない。  ODA における環境社会配慮については、新たなガイドラインが JICA 及び JBIC で策定されており、その適用の徹底が求められている。  また、環境の視点からみた国別 ODA 評価も行われているが、実施された国数は少ない。</p>	<p>(ODA における環境配慮の徹底)  政府による環境協力において、開発途上国の ODA 要請の中に環境問題への配慮を高めるような技術協力の推進、ODA 案件等の実施における環境社会配慮ガイドラインの普及、ODA 評価の実施における環境専門家の参加促進が必要である。</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(5) 我が国の ODA の効果的な活用及び紛争・自然災害に関する環境協力		<p>(環境協力における紛争予防と復興時の対応)</p> <p>開発途上国においては、1997 年以降紛争の件数が増加してきており、紛争の約 70% は自然資源管理に関連して生じているとの報告もある。</p> <p>自然資源をいかに適切に管理していくかが紛争予防の観点から重要な課題。</p> <p>紛争によって破壊された環境インフラや組織の復興も紛争後の対応として求められる。</p>	<p>(紛争後の復興時及び紛争予防のための環境協力)</p> <p>紛争終結時においては、建築物・構造物の破壊による大量の廃棄物の処理、環境インフラの修復、環境組織づくりや人材育成などの対応が早急に求められる。他国の政府、国際機関、NGO/NPO などと協力しながら、協力のための計画や協力体制の検討を行い、我が国としての役割を明確にして、紛争後の復興時における環境協力に積極的に取り組んでいくべきである。</p> <p>また、紛争の再発を防止するため、自然資源の適切な管理に関する協力を重視していくことが必要である。</p>
		<p>(環境協力における自然災害への対応)</p> <p>2004 年 12 月にスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害が発生し、アジア太平洋地域の諸国は、甚大な被害に見舞われた。</p> <p>こうした自然災害発生時には、発生直後の緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組みが重要である。</p>	<p>(自然災害発生時及び防災のための環境協力)</p> <p>大規模な自然災害発生後には、紛争後の復興時と同様に、大量の廃棄物の処理、環境インフラの修復、環境組織づくりや人材育成などの対応が早急に求められる。他国の政府、国際機関、NGO/NPO などと協力しながら、協力のための計画や協力体制の検討を行い、我が国としての役割を明確にして、自然災害発生時における環境協力に積極的に取り組んでいくべきである。</p> <p>また、防災対策のための協力を重視していく必要がある。</p>
(6) 地域・準地域レベルの計画・戦略の作成及び実施	<p>&lt; 現あり方 &gt;</p> <p>我が国はアジア太平洋地域において次のような地域環境協力を推進すべきである。</p> <p>朝鮮半島、中国大陸、ロシア共和国等の日本海、黄海及び東シナ海周辺地域において、関係国が協力して海洋汚染、酸性雨対策、渡り鳥保護等の諸課題について情報交換を行い、必要に応じ特定課題について共同で取り組むこと。特に酸性雨問題については、気象等の関連条件を含めた現況調査や開発事業における環境配慮の徹底に共同して取り組むこと。</p> <p>太平洋地域の途上国の温暖化対応戦略の策定等に対する支援。</p> <p>&lt; ECO-PAC &gt;</p>	<p>(アジア太平洋地域における包括的な共通計画)</p> <p>2000 年の ESCAP 環境大臣会合で採択された「2001-2005 年環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画」、2001 年の WSSD 準備会合で採択された「アジア太平洋地域の持続可能な開発に関するプノンペン地域プラットフォーム」など地域としての枠組み的な計画はある。</p> <p>しかし、それらは各国が政策・財政面で合意したものではないため、実効性のある行動計画にはなっていない。</p> <p>(準地域における包括的な共通計画)</p> <p>準地域レベルでは、中央アジア地域環境アクションプラン、南アジア環境プログラム、ASEAN 環境戦略計画が実施され、南太平洋でも既存の地域環境戦略の見直しが見直しが最終段階となっている。</p>	<p>(地域・準地域における包括的な共通計画の作成)</p> <p>アジア太平洋地域や準地域における包括的な環境管理を推進するため、次のような取組みを進める必要がある。なお、計画作成に際しては、分野ごとに技術や資金の手当て方法において多様性があることを踏まえ、それらを戦略的に組み合わせること、全分野における課題を見通した上で優先順位を設定することが重要である。</p> <p>北東アジア地域、拡大メコン地域における戦略的環境保全計画等の計画作成に積極的に関与すること</p> <p>これらの計画に関する政策・財政面での関係国の合意を形成し、計画の実効性を担保すること</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(6) 地域・準地域レベルの計画・戦略の作成及び実施	アジア太平洋地域における重点課題への取組の強化 (1) 汚染防止 大気保全、水質保全、海洋環境保全、有害廃棄物管理、技術移転 (2) 自然環境保全 保護地域の保護管理、渡り鳥の保護、絶滅のおそれのある野生生物の保護、サンゴ礁の保護、生物多様性保全の基盤整備 (3) 地球環境保全 地球温暖化防止、オゾン層保護、酸性雨 (4) 環境教育	拡大メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国雲南省)においても戦略的環境フレームワークに基づくプログラムが実施されている。 しかし、北東アジアは準地域としての環境に関する包括的な共通計画がない。 ASEAN に遅れて加盟したカンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマーが ASEAN の他の国々に追いつくための支援計画や、拡大メコン地域の環境戦略は具体化されていない。	
		(分野別の共通計画) アジア太平洋地域においては、「2001-2005 年環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画」の実施メカニズムとして 2000 年の ESCAP 環境大臣会合で採択された「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」により、都市間ネットワークが構築され、都市環境改善の取組みが進められている。 また、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」、「北西太平洋地域海行動計画」、「アジア森林パートナーシップ」「アジアの都市に関するクリーン・エア・イニシアティブ」などの分野別の計画等が実施されている。 しかし、自然資源の持続可能な管理や生物多様性の保全等の分野については、地域全体を対象とした計画は策定されていない。 また、他の分野の既存計画についても、その実施状況や効果を踏まえた取組みの重点化、計画の拡充強化の検討は十分に行われていない。	(分野別共通計画の作成等) 将来的には、東アジア環境管理計画に基づく包括的な取組みを進めるべきであるが、当面は、分野別に次のような取組みを行う必要がある。 「自然資源の持続可能な管理」、「生物多様性」、「廃棄物問題(有害廃棄物等の適正処理の確保・循環型社会(3R))」、「水問題」、「国際海洋資源」等の分野において、多国間の連携により効果的な解決が期待できる課題に関する共通の計画を作成・実施すること 既に地域で作成・実施している「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」、「北西太平洋地域海行動計画」、「アジア森林パートナーシップ」、「アジアの都市に関するクリーン・エア・イニシアティブ」等の計画やイニシアティブの拡充強化や、第3回世界水フォーラムのフォローアップなどを実施すること

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(7) 環境管理の点検・評価のしくみづくり		<p>(環境モニタリング・システム)</p> <p>環境管理において、環境モニタリングは、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準達成のために実施される施策の評価・見直しのための重要な情報を提供。</p> <p>地域共通の計画を点検・評価していくためには、参加各国がそれぞれの役割に応じた環境モニタリング・システムを充実させることが不可欠である。</p> <p>開発途上国では、未だそのシステムの整備が不十分なところが圧倒的に多く、環境モニタリング結果を政策に反映させるシステムも確立されていない。</p>	<p>(環境モニタリングの適切な実施と政策との連携)</p> <p>環境モニタリングを適切に実施し、その結果を政策にリンクさせるため、関係国と共同で次のような取組みを進める必要がある。</p> <p>地域の計画・戦略における目標の達成状況を把握できるよう、適切なモニタリング地点の配置やデータの信頼性確保など、環境モニタリング・システムを改善すること</p> <p>モニタリング結果に基づく予防的措置の立案実施につながるような仕組み(早期警戒(early warning)システム)を構築すること</p>
(8) 地域における環境管理の枠組み構築及び枠組みに基づく環境管理の推進	<p>&lt; ECO - PAC &gt;</p> <p>「アジア・太平洋環境会議(エコ・アジア)」はアジア太平洋地域の環境大臣等による貴重な政策対話の場として、今後とも継続して開催していく。</p> <p>「環日本海環境協力会議(NEAC)」は、参加国から当該地域における環境協力に関する重要な情報交換、政策対話の場として認識されてきており、今後とも毎年開催していくことにより、地域内での情報及び意見交換を進め、コミュニケーションの強化を図る。また、情報ネットワークの構築等、更なる段階の効果的な協力形態について議論を進める。</p> <p>酸性雨、海洋環境保全等国境を越えた地域的な取組が必要な課題について、共通の手法によるモニタリングの実施等の協力を通じて、環境保全のためのリージョナルな枠組みの形成を目指していく。</p> <p>中国との日中環境保護協力協定、韓国との日韓環境保護協力協定に基づく政策対話の一層の推進を図っていく。</p>	<p>(東アジアにおける環境管理)</p> <p>東アジア共同体としての環境管理への取組みの基盤となるのは、ASEAN の包括的な環境協力の枠組みや、北東アジア諸国と我が国の二国間の環境協力協定、環日本海環境協力会議(NEAC)、北東アジア環境協力プログラム(NEASPEC)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)などの地域協力の枠組み。</p> <p>北東アジア地域における枠組みは、相互の調整が十分でない場合も多く、財政基盤も脆弱なものが多い。また、政策対話にとどまり、協定など関係国がコミットして具体的な成果をあげるような枠組みづくりに結実するまでには至っていない。</p> <p>日本ASEAN東京宣言において東アジア共同体の構築が見通され、東アジア共同体の設立に向けた政策対話や準備のための会合が開始されているが、「地球環境の保全と持続可能な開発」がそうした会合の主要課題として取り上げられてはいない。</p> <p>(経済活動の緊密化)</p> <p>1990年代以降のアジア太平洋地域・東アジアでの経済発展は著しく、経済社会の緊密な相互依存関係が生まれ、運命共同体的な関係が強まりつつある。</p> <p>「日本ASEAN行動計画」によると、2012年までに貿易・投資の自由化が実現されることになっている。</p>	<p>(東アジアにおける環境協力の包括的枠組み構築を目指した取組み)</p> <p>東アジアの環境管理の改善に向けて、関係諸国が目標を共有し、目標達成のためのプログラムを実施していくために、包括的な環境協力の枠組みとしての協定の締結やそれをモニタリングする組織の設置に向けた取組みを進めるべきである。当面は、次のような取組みを行い、それらを踏まえた上で、東アジア環境協力の枠組み構築に結び付けることが重要。</p> <p>北東アジアについては、既にNEASPECやTEMMを通じて意見交換がなされており、今後の北東アジアでの自由貿易協定の進展も見据えてこれらを発展させ、ASEANのような包括的な環境協力に係る枠組みづくりを進めること</p> <p>我が国政府及び産業団体、NGO/NPO、企業等との間で日本ASEAN東京宣言に基づく東アジア共同体の創設にむけた動きが開始されようとしていることから、適切な時期に環境分野の枠組みづくりに向けた準備を行うよう、ASEAN+3環境大臣会合で提案し、その準備に積極的に協力していくこと</p> <p>(公平な市場確保のための環境に関する共通ルールの検討・協議)</p> <p>貿易や投資にともなう経済活動が緊密化する中で、公平な市場を確保するためには、共通のルール化に向けた次のような取組みを積極的に支援していく必要がある。</p> <p>EUで既に進められているような、水や大気分野における環</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(8) 地域における 環境管理の枠組 み構築及び枠組 みに基づく環境管 理の推進		今後、包括的経済連携及び金融財政協力の強化にあたり、 公平な市場を確保するため、環境の視点を取り入れていくこと が必要であるが、その方向性は明確になっていない	境目標水準の設定に関するガイドラインや、貿易と環境に関 連した共通ルールの策定について検討すること 有害物質・廃棄物や再生資源等の広域流通に係るルールの 調整、産業公害対策に係る規制基準や規制内容に関する相 互調整について検討すること
		(地域の環境管理に対する政策対話) アジア太平洋地域においては、アジア太平洋環境と開発に 関する閣僚会議(ESCAP 環境大臣会合)、ASEAN+3 環境 大臣会合などを通じて、関係国との政策対話が促進され、協 力関係が形成されつつある。 この他、「アジア太平洋環境開発フォーラム」、「世界水フォー ラム」に向けたアジア太平洋地域における対話、「交通と環境 に関するアジア地域フォーラム」など、アジア太平洋地域にお ける持続可能な開発や水、大気といった分野別の政策対話 が促進されつつある。 今後、こうしたフォーラムでの議論を地域の環境管理システム の改善にどう反映させていくかが課題。 「3R イニシアティブ」のアジア太平洋地域における展開や、 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の今後の 展開が問われている。	(分野ごとの政策対話の推進) 地域の環境管理の改善に向けた各分野の政策対話を推進 するため、次のような取組みを進める必要がある。 アジア太平洋の環境開発についての「アジア太平洋環境開 発フォーラム」、水分野の「世界水フォーラム」、交通と環境分 野の「交通と環境に関するアジア地域フォーラム」などの既存 の地域フォーラムを維持・発展させるとともに、課題解決につ ながる行動計画の策定・実施について合意形成を図ること 東アジアを中心とした資源循環型社会の形成に向けて「廃棄 物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)」に関する意見交換 の場の設定、北半球を網羅する大気環境管理に関する枠組 みづくりを進めること
		(エコ・アジア) アジア太平洋環境会議(エコ・アジア)は、アジア太平洋地域 の環境大臣の非公式な意見交換の場として重要な役割を果 たしてきたが、環境大臣が公式に会合を行う場が増えてきて おり、今後の方向転換が重要との指摘あり。	(エコ・アジア) エコ・アジアが非公式会合としての特色を発揮できるよう、実 質的な討議が行える場としていく必要がある。中長期的に は、エコ・アジアを、東アジア共同体における環境問題を議論 する会合として位置づけることも一案であろう。
		(環境政策レビュー) 地域・準地域共通の計画作成を進める中で、その計画の実 効性を担保するため、パートナーシップに基づく関係国の役 割を明確にするとともに、各国の計画に基づく実施状況の点 検・評価の仕組みを関係各国とともに構築することが必要。 政策の実施状況の点検・評価として、多国間環境条約にお ける各国の義務の履行状況や政策の実施状況についてのレ ビュー、OECD 諸国の環境政策レビューなどがある。	(東アジア環境管理計画の策定と計画の実施・点検評価メカニ ズムの構築) 将来的には、東アジアにおける環境協力の枠組みを踏まえ 我が国と関係各国とが共同で東アジア環境管理計画を策定 し、共通の目標、必要なアクション、関係国の役割を明確化し ていくこと 東アジア環境管理計画における目標の達成状況を把握でき るようなモニタリングを実施すること 地域・準地域の環境保全計画や分野別の計画の実効性を担

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
		<p>しかし、これらの対象は、多くの場合先進国に限られており、アジア太平洋地域における開発途上国に関しては、そのようなレビューはほとんど実施されていない</p>	<p>保するため、関係国がその実施に関して責任をもち、その実施状況を相互に検証するなどの点検・評価メカニズムを関係国とともに構築することが必要である。その際には、例えばOECD 諸国で実施しているような各国の環境政策レビューなどが参考になると考えられる。</p>

3 我が国の多様な主体による環境協力の推進

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(1) 地方公共団体による環境協力		<p>(地方公共団体による環境協力)</p> <p>我が国では、41 都道府県、12 政令指定都市、6 中核市、その他 15 市町(東京都特別区含む)が国際環境協力の経験を有している。</p> <p>アジア太平洋地域における地方分権が進展していることから、開発途上国の環境管理能力の向上にあたっては、地方公共団体の能力向上が重要な課題。</p> <p>しかし、中央政府主導の下で環境行政が進められてきたことから、地方公共団体には環境担当部署のないところもあり、また、環境担当部署が設置されていても十分に機能していないところもある。</p> <p>また、北九州イニシアティブネットワークなど、日本と開発途上国の地方公共団体同士の環境協力をすすめるネットワークなども構築されつつある。</p> <p>しかし、地方公共団体の国際環境協力は、主に技術研修員の受入れのレベルに留まっており、開発途上国の地方公共団体との環境協力の関係構築に至っているところは、極めて限られている。</p>	<p>(地方公共団体による環境協力)</p> <p>多くの地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を構築するために、次のような取組みが望まれる。</p> <p>環境関連法の執行、地域の環境管理計画の作成実施に経験とノウハウを有する我が国の地方公共団体による、開発途上国からの研修生の受入れや開発途上国への人材派遣を通じた技術協力の推進</p> <p>北九州イニシアティブネットワークを強化すること</p> <p>モデル的な都市間の協力プロジェクトを、ODA を活用しながら進め、日本と開発途上国の地方公共団体間の交流と協力のケースを増やすこと</p> <p>研修員の受入れを積極的に進めるために、分野ごとに核となる地方公共団体を決めるとともに、我が国の地方公共団体間の協力ネットワークを構築すること</p>
(2) NGO/NPO による環境協力		<p>(NGO/NPO による環境協力)</p> <p>我が国では 100 程度の NGO/NPO が国際環境協力を実施していると推定され、活動形態として、植林などの実践活動、環境教育などの普及啓発活動、調査研究活動が多い。</p> <p>開発途上国の環境管理能力の向上には、社会の環境意識の向上に加え、地域社会の環境管理能力(自然資源管理知識・技術等)の向上が不可欠。</p> <p>環境教育や地域社会レベルでの自然資源管理については、開発途上国の政府や NGO が国際機関や二国間援助機関等の支援を得ながら進めているが、これらの活動の拡大強化が課題。</p> <p>また、こうした活動を進めるにあたり、現地の NGO/NPO とネットワークを構築することが有効であると考えられるが、現在のところ、そのようなネットワークは非常に限られている。</p>	<p>(NGO/NPO による環境協力)</p> <p>開発途上国の環境意識の向上や身近な環境改善活動への協力において、我が国の NGO/NPO には次のような取組みが望まれる。</p> <p>我が国の環境 NGO/NPO による、社会の環境意識の向上やコミュニティにおける環境管理能力の強化のための環境教育や環境改善プロジェクトの実施</p> <p>環境協力を実施する際、現地との交流を深め、どのような協力が大事であるかを学びつつ進めること</p> <p>開発途上国の NGO/NPO との交流を深め、協力関係を構築すること</p> <p>アジア太平洋地域の NGO/NPO のネットワーク活動にも積極的に関わること</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(3)企業による環境協力	<p>&lt;現あり方&gt;</p> <p>民間企業等による国際環境協力の推進</p> <p>(1)環境配慮の推進</p> <p>(2)途上国における環境保全事業の推進</p> <p>(3)途上国の環境保全産業への投資、技術移転等の促進</p>	<p>(企業による環境協力)</p> <p>開発途上国における多国籍企業や海外市場を相手とする企業は、本社や取引先の環境面での厳しい要求もあり、環境マネジメントシステムの構築や積極的な環境対策をとっているところが多い。</p> <p>国内市場のみに製品を供給する企業においては、環境規制遵守の必要性は認識していても、環境管理への関心は低く、環境規制執行の弱さともあいまって必要な対策がとられていない傾向にある。</p> <p>また、環境規制の執行が弱いことから、大気や水のモニタリング・分析、産業廃棄物処理、環境対策のコンサルティングなど環境産業の市場が小さく、企業の適切な環境管理を支える資機材・サービスが十分に供給されていない。</p> <p>我が国の企業は、植林などの環境保全事業の実施や、基金設置による環境保全活動を行う NGO/NPO への資金支援などの国際環境協力を行っている。</p> <p>今後は、企業本来の活動を通じた、積極的な環境協力が期待される。</p> <p>日系企業は、海外で模範的な環境パフォーマンスを達成しつつあるが、アジア太平洋地域においては、今後、投資の拡大が予想されることから、その事業運営においては、環境配慮の一層の充実が求められる。</p> <p>また、アジア太平洋地域では貿易量の拡大も予想されることから、持続可能な開発に適った方法で生産・廃棄される製品流通のメカニズムを構築することが必要である。</p> <p>さらに、アジア太平洋地域では投資の拡大も予想されることから、開発途上国のプロジェクトに対する我が国の金融機関・企業が行う融資において、環境配慮を拡大していくことなどが望まれる。</p>	<p>(開発途上国の環境管理能力向上に向けた協力)</p> <p>我が国の企業は、国内外の事業運営において、直接的・間接的に開発途上国の環境管理能力の向上に協力していくことが望まれる。例えば、次のような協力が考えられる。</p> <p>進出先でのサプライチェーンを通じた現地企業の環境管理能力の底上げ</p> <p>進出先での事業運営、原材料・製品の輸出入や開発途上国のプロジェクトへの融資における環境配慮の実施</p> <p>我が国企業の有する環境技術や製品の普及を通じた環境管理の基盤づくり</p> <p>外部委託によるモニタリングや廃棄物処理等を通じた進出先での環境産業の育成</p> <p>(企業活動を通じた協力)</p> <p>我が国の企業には、企業活動を通じて、次のような取組みが望まれる。</p> <p>企業における環境対策や環境管理に関する情報を公開すること</p> <p>日本の産業団体と相手国の産業団体との意見交換や交流を積極的に進めること</p> <p>プライオリティの高い課題(持続可能なエネルギー、淡水資源の保護・安全な水へのアクセス、生物多様性の保全、持続可能な開発のための教育)への対応に向けて、日本企業の有する技術や製品の普及を政府と民間が協力しつつ進めること</p> <p>グローバル・コンパクトに積極的に登録・参加すること</p> <p>(事業運営における環境配慮の実施)</p> <p>開発途上国における我が国企業の事業運営において、次のような環境配慮を行うことが期待される。なお、これらの取組みを促進するため、政府は、国内の事業所と同様に海外の事業所における環境パフォーマンスに関する情報の自発的公開を環</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(3)企業による環境協力			<p>境報告書ガイドラインの項目とするべきである。</p> <p>開発途上国の規制水準に留まらず、技術的に対応可能な最高水準の対策を率先して実施すること</p> <p>進出先の国で環境アセスメントが求められない場合でも、率先して環境アセスメントを実施すること</p> <p>(貿易における環境配慮の実施)</p> <p>我が国の企業による貿易において、次のような環境配慮を実施することが望まれる。</p> <p>持続可能性を考慮した輸入を、企業の社会的責任として実施すること</p> <p>特に持続可能な方法で生産された一次産品・製品の輸入を推進するため、例えば、持続可能な方法で生産されたことを消費者に伝達するマーク等の利用を促進すること</p> <p>製品や廃製品の輸出入に際しては、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理について十分考慮すること</p> <p>(金融における環境配慮の実施)</p> <p>我が国の金融機関・企業による融資において、次のような環境配慮を実施することが望まれる。</p> <p>開発途上国のプロジェクトに対する融資における環境・社会配慮の任意基準の導入やその適用の結果について情報を公開すること</p> <p>開発途上国における持続可能な開発のためのプロジェクトに対する企業や個人の投資を募るようなしくみをつくること</p>

4 国際環境協力実施体制の強化

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
<p>4 1 1 新 た な 国 際 環 境 協 力 の た め の 国 内 基 盤 の 強 化</p>	<p>(1) 情報基盤の整備</p> <p>&lt;現あり方&gt; 政府は、ODA をはじめ関連する問題についての情報の十分な公開、広報活動の強化、予算の効果的・活効率的な使用等によりいっそう努力する必要がある。</p> <p>&lt;ECO-PAC&gt; 途上国の環境保全に関する情報の整備を行う。</p>	<p>(国際環境協役に役立つ情報と我が国の環境関連情報の発信力)</p> <p>開発途上国の環境情報に加えて、先進国や国際機関の取組みに関する情報を把握することが必要である。</p> <p>現在、これらの情報は、定期的な更新や活用のしやすさなどの点で十分ではない。</p> <p>東アジア環境共同体の構築、世界的・地域的枠組みづくりなどにおいて、我が国がリーダーシップを発揮するため、情報を積極的に発信していくことが重要であるが、我が国の環境関連情報の英文化等が不十分であり、現在のところその発信力は弱い。</p> <p>(国民の国際環境協力に対する参加と支持の確保のための情報提供)</p> <p>JICAの青年海外協力隊事業は、我が国の青年が開発途上地域の住民と一体となり、当該地域の経済及び社会の発展に向けた協力活動を行うことを促進するために実施。</p> <p>国際環境協力活動の実施主体の裾野を広げるため、このような取組みは重要であるが、現在のところ、将来の環境協力主体となる可能性のある若者に対して、活動への参加を促進する視点からの情報の提供は十分とはいえない。</p> <p>国際環境協力活動は国民の税金、個人や企業からの寄付を財源として実施されていることから、活動に対する国民の理解と支持が欠かせない。</p> <p>例えば、ODA については、民間モニター制度により、国民がODA 事業の現場を視察する機会が設けられているが、そのような取組みも含めた適切な情報の提供により、いかに国際環境協力に対する国民の支持を継続・拡大していくかが課題である。</p>	<p>(環境協役に有効な情報基盤の整備)</p> <p>国際環境協力活動に従事する主体にとって役立つタイムリーな情報を整備し、入手しやすい形で提供する。</p> <p>我が国の環境関連情報の英語等での発信力を高めていく必要がある。</p> <p>国民の国際環境協力に対する支持と参加(特に若者の参加)の促進に役立つ情報を提供していくべきである。</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
<p>4 1 1 新 た な 国 際 環 境 協 力 の た め の 国 内 基 盤 の 強 化</p>	<p>〔人材の育成〕          &lt;現あり方&gt;          関係省庁は、国際環境協力専門家養成 10 年計画を策定し、計画的に人材養成を行うこと。          JICA 国際協力総合研修所等や FASID 等の団体における事業の一環として国際環境協力の専門家養成・確保への取り組み強化すること。          大学及び大学院レベルでの環境と開発に関する教育、途上国研究等を充実させること。政府機関等はそのような研究を支援し、また、援助実施のための研究、調査等にそれらの大学等の研究の成果を活用していくこと。特に熱帯林生態系や生物多様性の保全の関連分野では専門家の数が少ないので、大学・研究機関等との連携による効果的人材確保と養成を図っていく必要がある。          環境 ODA や一般の ODA における環境配慮の実施に経験を積んだ海外のコンサルタントやコンサルティング企業も参加させ、そのノウハウを活用することを通じて、わが国の環境協力に携わる人材の養成に努めること。          国際的には学位が重視されることに鑑み、環境協力に直接携わる専門家の候補者に対して、大学院での研究を奨励するための措置を講じ、積極的に学位を取得させるよう努めること。</p> <p>〔人材の効果的活用〕          &lt;現あり方&gt;          関係省庁は、相互の密接な連携と調整の下に、専門分野ごとの人材登録制度を確立・充実させ、専門家の発掘と円滑な派遣に努めること。          人材登録及び派遣の促進のため、関係省庁は、国家公務員の国際機関等への派遣に関する法律の趣旨に沿って派遣職員数の増大に努めること。また、環境保全対策の個別分野での実務経験の多くが地方公共団体にあり、今後ともそのような地方公共団体の職員が国際環境協力の個別分野</p>	<p>〔我が国のイニシアティブの発動に携わる人材の育成〕          環境管理システムに関わる世界・地域の枠組みづくりに積極的に関与し、地域の環境管理プログラムを実施していくためには、それらを担う人材が必要である。          我が国では、国際会議に通用する専門家の養成が計画的に行われておらず、また、NGO/NPO、学術研究機関、産業界などでの専門家の育成を図るための連携強化や、国際機関の邦人職員を増やすことの必要性が唱えられているものの、環境人材育成のプログラムの作成や実施は進められてはいない。          このため、特に、政策対話、共通の計画作成、国際機関での我が国のイニシアティブの発動に携わる人材が圧倒的に不足している。          開発途上国において、環境協力専門家として活躍するためには、環境分野の技術や知識はもちろん、それらを的確に相手に伝えるためのコミュニケーション能力、日本とは全く異なる生活に適應するための異文化適應能力が求められるが、これらの能力を兼ね備えることが困難なこともあり、このような人材育成も進んでいない。          環境分野の国際的な共同研究でリーダーシップを発揮する研究者の数が少なく、我が国の研究所の国際化は欧米に比べて遅れている。</p> <p>〔国際環境協力に携わる人材の活用〕          環境協力専門家データベースには多くの専門家が登録されているが、登録後のアフターケアが十分とはいえず、また派遣先も二国間協力の技術分野に限られている。          JICA 等の専門家研修を受けた地方公共団体の職員は、長期派遣されると、ポストが減らされてしまう、あるいは帰国後の職場復帰が困難である、といったこともあり、全てが開発途上国に派遣されているわけではない。          国立大学の教員も、長期派遣されると、ポストや予算が減らされてしまうため、海外に専門家などとして派遣されにくいと</p>	<p>〔アジア太平洋地域での政策対話や計画づくりのための人材の育成と活用〕  <u>計画的な人材の育成</u>          アジア太平洋地域の環境協力の枠組みづくりに向けた政策対話、共通の計画作成、国際機関との連携を行う人材の育成を計画的に進めるため、次のような取組みについて検討すべきである。          特に若者に焦点をあて、青年海外協力隊、国際機関でのインターンシップなどからステップ・アップしていくキャリア・パスを確立すること          大学卒業生・大学院生が国際機関等の現場を体験する機会を増やすため、例えば、国際機関のインターンシップ制度を周知し、参加のための補助施策を導入すること          AE 等派遣制度を活用した人材育成を実施すること(AE 等に対する環境意識の啓発を行うとともに、派遣中の機関における環境関連情報交換、環境協力専門家としてのキャリア・パス選択への働きかけを行うなど)          将来、国際機関の幹部職員となる見込みのある人材を若いうちに P2、P3 レベルで派遣し、国際機関での経験を積めるようにすること          人材の育成に当たっては、現在研究中心に使われている 21 世紀 COE(center of excellence)プログラムを積極的に活用すること  <u>人材育成プログラムの作成・実施</u>          人材の育成を進めるため、FASID や大学などの教育機関、在日国際機関等の関係機関と協力し、人材育成のための連絡委員会を設置するなどネットワークを構築するとともに、トレーニング・プログラムを開発する必要がある。例えば、次のような取組みが考えられる。          在日国際機関をネットワーク化し、在日国際機関の職員を講師として国際機関での仕事の進め方等に関する短期の研修を行い、その後、ネットワークに加盟する在日国際機関に研修参加者を現地訓練生として派遣すること</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
<p>(2) 人的基盤の強化</p> <p>4 1 1 新 た な 国 際 環 境 協 力 の た め の 国 内 基 盤 の 強 化</p>	<p>での人的貢献の主力となっていくものと予想される。従って、地方公共団体においても同法に準じた条例を整備する等の適切な条件づくりに努めるとともに、条例等に基づいた派遣職員の数の拡充等を行うこと。更に、民間企業、大学、研究機関等からの人材派遣の誘因となるような種々の施策のあり方についても検討していく必要がある。</p> <p>国際環境協力の人材を最も豊富に有する地方公共団体の人材派遣に対する一層の理解と協力を得るため、これら地方公共団体の人事・財政当局と外務省、JICA、自治省、環境庁、その他関係省庁との間に定期的な情報・意見交換の場を設けること。</p> <p>所属先を離れて国際環境協力を携わったことが、昇進、昇給等を含む職員の処遇において不利にならないよう、十分に配慮すること。また、退職して国際環境協力を携った人材が、帰国後も安心して働くことができるような受け皿づくりを進めること。</p>	<p>いう状況になっている。</p> <p>これらの根底には、環境協力に従事した人が適切に評価されていないという問題もある。</p> <p>大学、研究機関、企業や地方公共団体の退職者の中には、国際環境協力の分野で活躍できる資質を持った人材もいるが、十分に活用されているとは言えない状況にある。</p>	<p>大学生・大学院生を関連省庁、研究機関、在日国際機関などへ研修生として派遣し、その経験を大学・大学院での単位として認定すること</p> <p>在職者の PhD 取得支援システムを整備すること</p> <p>国際機関邦人職員と国際機関への就職希望者との交流を実施すること</p> <p>(開発途上国での環境協力プロジェクトに従事する人材の育成)</p> <p>環境 ODA、地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動に従事する人材(環境省の人材育成を含む)の育成を進めるため、次のような支援を行うことが必要と考えられる。</p> <p>環境関連の国際会議や開発途上国の現地調査の際に、国際環境協力に従事する(意欲のある)人材を派遣すること</p> <p>計画的に環境省若手職員が、開発途上国の現場を経験できるようにすること</p> <p>NGO/NPO や企業の方が、国や地方公共団体での環境行政を経験できるようにすること</p> <p>(研究者の育成)</p> <p>開発途上国の環境管理や国際環境協力を直接の研究対象とする研究者を育成するため、大学院講座の拡充、大学院課程修了生の活躍場所の確保や斡旋などを行うしくみの検討を進める必要がある。</p> <p>(人材活用のしくみの整備)</p> <p>人材の育成に加えて、人材を活用するしくみを整備していくことが重要であり、環境協力専門家データベースのより一層の充実や、環境協力に携わる職員・社員の海外派遣に対する社会的評価を高め、奨励するようなインセンティブの導入、環境専門家として活躍できる定年退職した人材の再教育と派遣先の斡旋などを行うしくみの形成についても検討することが必要である。</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
4 1 1 新 た な 国 際 環 境 協 力 の た め の 国 内 基 盤 の 強 化	(3) 資金の確保・効果的活用 <現あり方> わが国としては、他の先進各国の態度をも踏まえつつ、今後ともその経済力に応じた経済協力を行っていく必要がある。	(国際環境協力に関する国の予算等) 国際環境協力に関する国の予算として、ODA や地球環境研究等が挙げられるが、世界的・地域的な枠組みづくりやアジア太平洋地域における環境管理の推進という観点から、予算額が不十分である、戦略的な投入がされていないという問題点が指摘されている。 地方公共団体や NGO/NPO の国際協力活動に関して、政府、財団法人、基金などからの補助金があるが、基金による助成総額は過去 10 年間でそれほど増大していない。 (国際機関の基金等を活用したプロジェクトへの日本人の参加) 国際機関に関しては、ODA により大規模な資金面での支援をしているにもかかわらず、我が国の国際貢献は十分認識されていない。 その理由として、国際機関における日本人職員の絶対数の不足のほか、こうした基金等を活用したプロジェクトに対し、我が国の専門家、コンサルタントや NGO/NPO の参加が非常に少ないことがあげられる。	(新たな国際環境協力推進のための資金の確保・効果的活用) 世界・地域の環境管理の枠組みづくり、地域の環境管理プログラムの実施、国際環境協力を進めるための国内基盤整備及び体制強化のため、次のような取組みを行う必要がある。 国の関連予算の拡充と国際環境協力のための各種基金の充実を図るとともに、より戦略的な資金投入を行うこと NGO/NPO や企業が実施する国際環境協力活動について、国際機関の有する資金を活用できるような支援を行うこと (既存 ODA 予算の効果的な活用) (様々な主体による環境協力を支援する資金の強化) 様々な主体による環境協力を支援する資金を強化するため、次のような取組みが必要である。 国際環境協力のための各種基金への寄付を企業及び国民各層に働きかけること 寄付をしやすいようにする税制上の優遇措置の拡大を検討すること 多くの主体が参画した国際環境協力のための基金の設立を検討すること(具体的には、政府のイニシアティブにより、経常利益の 1%クラブを拡大し、環境協力に係る共同の基金を設立するなど)
4 1 2 体 制 強 化	(1) 国際機関への人材の戦略的な派遣	(国連関係機関に勤務する邦人職員) 今後の国際環境協力においては、国際機関との連携や国際機関を通じた協力が非常に重要である。 国連関係機関に勤務する専門職以上の邦人職員数は 2004 年 1 月現在で 610 人となっており、増加傾向にあるが、拠出額や拠出割合に比べて日本人職員数比は低い。また、環境関連ということでは、さらに少ないのが実態である。 特に幹部職員の数が少ないこともあり、国際機関の意思決定や政策策定での我が国のイニシアティブが弱い、国際機関の有する資金の利用やプログラムの実施に関する情報も入ってこない、国際機関による環境管理に係る枠組みづくり	(重要な国際機関への環境関連の人材の派遣及び就業機会の強化) 今後、特にアジア太平洋 - 東アジア地域の環境管理システムの改善に我が国が積極的に関わっていくためには、重要な国際機関への人材派遣を次のように行っていくべきである。 アジア太平洋地域と関係の深い国際機関、特に、UNEP、UNDP、世界銀行、ADB など戦略的に重要な国際機関に、政府関係者及び民間人を優先的に派遣すること 邦人職員、特に環境関連専門家の雇用を国際機関に働きかけること 幹部職員にふさわしい人材が適切なポストにつくために、政

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
4 1 2 新 た な 国 際 環 境 協 力 を 進 め る た め の 体 制 強 化	(1) 国際機関 への人材の戦 略的な派遣	<p>や、国際機関のファンド等により実施される地域のプログラムなどに対して我が国のプレゼンスが非常に低い、といった状況を招いている。</p>	<p>治的外交的サポートを関係機関に働きかけること</p>
		<p>(国際機関に邦人職員が少ない理由)</p> <p>国際機関に邦人職員が少ない理由については、基本的には外国語によるコミュニケーション力が十分でないことがあげられるが、この他、終身雇用制をとる日本企業との雇用慣行の違いのために自由な労働異動がおきにくい、子弟の教育等のため長期にわたる海外勤務が困難な場合がある等の点も指摘されている。この他、安全面、健康管理面での不安も大きいと考えられる。</p> <p>また、優秀な人材が国際機関への出向を希望しない傾向にあるが、その理由として出身母体における昇進の遅れに対する危惧が挙げられている。</p>	<p>(国際機関の邦人職員の支援)</p> <p>国際機関の邦人職員を支援するため、次のような取組みを行う必要がある。</p> <p>日本に帰国せざるを得ない場合の受入れ機関斡旋や、現地での教育・医療・安全面でのサポートの実施を検討すること</p> <p>派遣元の機関において、出向期間中も昇進等の人事上の処遇を適切に行うこと</p>
4 1 2 新 た な 国 際 環 境 協 力 を 進 め る た め の 体 制 強 化	<p>(2) 政府・関係 機関の連携及 び体制の強化</p> <p>&lt;現あり方&gt;</p> <p>環境 ODA の推進及び ODA 一般における環境配慮について、関係省庁は「地球環境保全に関する関係閣僚会議」に定期的に報告し、国際環境協力に関する政府全体としての取り組みをいっそう強化するとともに、その効率化と調整を図る必要がある。</p> <p>関係省庁及び援助実施機関における国際環境協力の実施体制・組織を整備するとともに、相互の人事交流を促進することにより国際環境協力担当組織の能力向上を図る必要がある。</p> <p>&lt;ECO-PAC&gt;</p> <p>科学者を含め様々な主体の参加を進めるとともに主体間のネットワーク化・パートナーシップの促進を図っていくことが必要である。</p>	<p>(国際環境協力に係る関係省庁間の連携)</p> <p>国際環境協力に関わる省庁として、外務省と環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、総務省などがある。</p> <p>黄砂のような広域的な環境問題、環境条約や協定の締結では、関係省庁の連携が図られているが、環境 ODA 案件の形成、技術協力以外の案件実施などには環境省は関与していない。</p> <p>関係省庁間の連携・協力は、現状、限られた範囲での連携・協力にとどまり、継続的な意見交換等は行われていない。</p>	<p>(政府レベルの関係機関の連携・調整機関の設置)</p> <p>政府レベルの関係機関の連携・調整を図るため、次のような取組みを行う必要がある。</p> <p>特定のテーマごとに、関係省庁、JICA、国際協力銀行(JBIC)等の地球環境保全や ODA の関係機関との連携・調整機関を設置し、相互の協力関係を密にすること</p> <p>特に、有償、無償、技術協力の分野における定期的な意見交換を行い、環境 ODA 案件の形成に積極的に連携・協力すること</p>
		<p>(国際環境協力に係る環境省の体制)</p> <p>ODA を通じた国際環境協力ではない、二国間ベースや地域的な多国間ベースでの協力における環境省の役割は、近年非常に大きくなっている。</p> <p>こうした協力については、環境省内の各課がそれぞれ必要な範囲で関わっているが、相互の連絡調整が十分ではなく、施策としての一貫性に欠けるとの指摘がなされている。</p> <p>今後、環境省は、枠組みづくりへの参加、環境管理システム改善に向けたプログラムの実施など多国間や二国間レベルでの協力が求められると予想されるが、それらを戦略的に進</p>	<p>(国際環境協力に係る取組み全体を統括する体制の強化)</p> <p>環境省における国際環境協力に係る体制を強化するため、次のような取組みを行う必要がある。</p> <p>環境省内部での国際環境協力全体を統括する体制を強化し、様々な取組み間の整合・調整を図ること</p> <p>国際環境協力分野での現場経験を積んだ職員を環境省の国際環境協力政策立案・実施部署に効果的に配置すること</p> <p>環境調査研修所において、国際環境協力に役立つ人材育成の機能を強化すること(例えば、国際機関の業務を遂行できる人材を育成するための研修を行うなど)</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
4 1 2 新 た な 国 際 環 境 協 力 を 進 め る た め の 体 制 強 化	(2) 政府・関係機関の連携及び体制の強化	めるための省内体制、特に全体を統括する機能、連絡調整機能が十分ではない。	
		<p>(環境省とその関係機関との連携等)</p> <p>環境省の環境調査研究所や、同省の関係機関である国立環境研究所や IGES など関係団体において、継続的な国際環境協力を行う体制は整いつつあるが、相互の連携を図るしくみは構築されていない。</p> <p>また、職員が定期的に人事異動する中で、専門的な職員をどのように育成するか、施策の継続性を如何に確保するかといったことも課題である。</p>	<p>(環境省とその関係機関との連携の強化、関係機関の体制強化)</p> <p>環境省とその関係機関との連携強化、関係機関の体制強化に向けて、次のような取組みを行う必要がある。</p> <p>環境省の関係機関である独立行政法人国立環境研究所、IGES、(財)地球環境センター(GEC)、(社)海外環境協力センター(OECC)や自然環境研究センター等との定期的な意見交換の場を設置すること</p> <p>継続的に国際環境協力のノウハウの蓄積、人材育成、人材斡旋、人材をプールして派遣する組織を強化すること(例えば、JICA 国際協力総合研修所、OECC、IGES などによるそのような機能を持たせるなど)</p>
(3) 我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化	< ECO-PAC > 途上国からの研修生受け入れを進め、環境保全に対する意識向上を図るとともに、技術移転を推進する。	(国際環境協りに携わる多様な主体との連携)	(政府関係機関・地方公共団体・NGO/NPO・企業の対話の場の設置)
		<p>国際協力の実施を担う地方公共団体、NGO、企業、産業団体などの多様な主体との連携については、NGO・外務省定期協議会、分野別 NGO 研究会(農業、医療、教育)、NGO-JICA 協議会が設けられ、NGO との定期的な意見交換が行われている。</p> <p>しかし、国際環境協りに携わる多様な主体が一堂に会して情報や意見を交換する場は設置されていない。</p>	<p>地方公共団体・NGO/NPO・企業も政府による環境協力実施パートナーとしての役割を担うことから、関係主体との対話の場を設置し、相互の連携を支援していく必要がある。</p>
		(研修員の選定、研修ニーズへの対応、研修受入機関体制)	(我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化)
		<p>研修員の受入は、JICA を中心に多くの集団研修コースで実施されているが、相手国による研修員の選定が不十分であるため、研修の成果を帰国後活用できる研修員ばかりではないこと、研修内容が我が国の技術に偏り世界の動向について触れていないなど、研修員のニーズに十分対応していないことが指摘されている。</p> <p>海外からの研修員・奨学生の受入先がまだかなり限定されており、地球環境の保全と持続可能な開発を研究・研修テーマとする研究者や学生、政府の職員を受け入れるプログラムや受入可能な組織が少ないのが実態である。</p>	<p>開発途上国からの研修員の受入に関して、研修員のスクリーニングへの我が国の関与や研修後の活躍の場づくり、研修内容の充実、研修受入機関の能力強化や数の増大を図る必要がある。</p> <p>開発途上国において、言語、現地事情、他の協力機関の動向に関する情報交換といった面で相手国の人材も活用して、我が国の環境協力活動をサポートする体制づくりを強化していくべきである。</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
(3) 我が国の 研修体制と開 発途上国にお けるサポート体 制の強化  4 1 2 新 た な 国 際 環 境 協 力 を 進 め る た め の 体 制 強 化		<p>(ドナー間協議での日本のプレゼンス)</p> <p>開発途上国でも、様々な国のドナーや国際援助機関などによる環境分野での協議が行われているが、日本人の参加していないケースが多く、我が国のプレゼンスは低い。これは、例えば JICA 現地事務所に環境専門のスタッフを常時置いていないこと、我が国としての環境協力戦略とそれを統括するラインがないため、仮に会合に参加しても政策面での対話が出来ないことなどが原因となっていると考えられる。</p> <p>(開発途上国における人材の活用)</p> <p>環境専門家が開発途上国に派遣された場合、新たな環境に馴れるまでに時間がかかったり、アクションを起こそうと思っても当該国・地域の言語が分からないため仕事にならないといったケースも多く、成果を上げるのが非常に難しいとの意見もある。</p> <p>特に、現地の言語サポート体制の点で、当該国の人材を十分に活用できていないといった問題も指摘されている。欧米の援助機関や国際機関のプロジェクトにおいては、開発途上国の優秀な人材の活躍が目立っているのに対し、我が国の実施するプロジェクトでは民間コンサルタントにおける一部の例外を除いて、こうした人材の活用は限定的である。</p> <p>留学などを通じて我が国で教育・訓練を十分に受けた人材は年々増加している。我が国と開発途上国のパートナーシップを推進するために、我が国で教育を受けた開発途上国の優秀な人材を我が国の ODA 事業などの中で活用すべきであるが、現在のところ、そうした取組みは十分ではない。</p>	

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
4 1 2 新 た な 国 際 環 境 協 力 を 進 め る た め の 体 制 強 化	<p>〔地方公共団体〕</p> <p>&lt;現あり方&gt;</p> <p>地方公共団体や民間団体による国際環境協力への積極的な取り組みを支援するため、それらの団体の活動についての情報ネットワークの整備を図ることも検討すべきである。</p> <p>&lt;EcolSD&gt;</p> <p>北九州イニシアティブに基づく地方公共団体の取組支援</p> <p>&lt;ECO-PAC&gt;</p> <p>「アジア地域地方公共団体イニシアティブ」会議で合意されたモデル事業など地方公共団体が実施する先駆的な国際的取組に対する財政的支援などを進める。</p> <p>「20%クラブ国際環境ワークショップ」を開催し、同クラブを正式に設立した。これら枠組みを中心に今後とも地方公共団体を軸とした環境協力の充実強化を図る。</p>	<p>〔地方公共団体による環境協力の実施体制〕</p> <p>我が国の地方公共団体による環境協力の形態として、技術研修員の受入れが最も多く、次いで調査・研究、国際会議・セミナーの開催又は経費補助、専門家派遣となっている。今後とも、我が国の地方公共団体には、開発途上国の地方公共団体に対する技術協力や開発途上国の研修員の行政現場での受入れなどが期待されるが、国際協力は地方公共団体の義務的な事務ではないこともあり、内部に専門組織を整備するための予算措置や人員配置などは非常に難しい側面がある。</p> <p>政府機関等による地方公共団体の国際環境協力に対する支援は、JICA や JBIC に地方公共団体による提案型プロジェクトを支援するプログラムがあるが、事業経費の補助など、まだ非常に限られた内容である。</p>	<p>〔地方公共団体における国際環境協力推進のための体制強化の支援〕</p> <p>地方公共団体における国際環境協力推進のための体制強化を図るため、次のような取組みが必要である。</p> <p>地方公共団体の環境協力に関して利用可能な助成制度の情報を提供すること</p> <p>地方公共団体が総務省やODAにおける支援制度を積極的に活用できるよう検討すること</p> <p>積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象として、例えば JICA や JBIC などの関係機関によるラウンドテーブルを設置して、地方公共団体間の連携、今後の実施体制に係る分野ごとの役割分担、地方公共団体の環境協力体制強化のための支援策などを検討すること</p> <p>ODA 実施機関と連携して、我が国の地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を築くためのプログラムを作成するなど、地方公共団体による協力を促進するための支援を実施すること</p>
	<p>〔NGO/NPO〕</p> <p>&lt;現あり方&gt;</p> <p>協力案件の形成・環境影響評価等に当たって、NGO の有する知見も幅広く活用すること。ODA 実施機関等においては、NGO の参加に関する指針等を設け、その適切な活用を図っていくこと。</p> <p>NGO 補助金、小規模無償資金協力、国際ボランティア貯金の一層の推進等により、NGO の活動の強化を支援していくこと。</p> <p>関係省庁等は、環境と開発について関心のある NGO のネットワーク化を、情報の提供等により支援すること。</p> <p>関係省庁は、NGO に対する窓口を明確にするとともに、NGO との交流を図ること。</p> <p>大学等の教育・研究機関では、国民の国際協力への参加を奨励する観点からも、入学等に当たってボランティア活動への参加経験を評価することや、在学中の国際協力活動への参加について、各大学等の教育過程の一環に位置付けられるものについては、単位認定すること等を検討すること。</p> <p>環境 NGO、民間企業、民間金融機関等の民間部門の共同</p>	<p>〔国際的政策提言、開発途上国での環境教育に携わる日本の NGO/NPO〕</p> <p>環境管理を改善していくためには、地域における環境意識の向上やコミュニティの環境管理能力の強化が必要であり、その支援を行う我が国の NGO/NPO の活動は、ますます重要である。</p> <p>特に保健衛生の向上やローカルな環境の保全については、コミュニティ・レベルでの環境教育などが重要であるが、そうした分野の専門家は十分に育っていない。</p> <p>国連やその専門機関、世界銀行、ADB などでも、国際協力活動における NGO/NPO との連携が重視され、国際環境条約や環境関連の国際会議においても重要なステークホルダーとして NGO/NPO の参加が期待されるようになっている。</p> <p>湿地保全など特定の分野には国際的にイニシアティブをとって活動・政策提言できる我が国の環境 NGO/NPO が存在しているが、数が限られており、環境関連の国際会議においても、我が国の NGO/NPO のプレゼンスは低い。</p>	<p>〔NGO/NPO 活動の強化のための戦略的な支援〕</p> <p>NGO/NPO による国際環境協力推進のための体制強化を図るため、次のような支援が考えられる。</p> <p>コミュニティ・レベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待される NGO/NPO については、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などその他有益な情報の提供、技術面をサポートする専門家の派遣、JICA 草の根技術協力事業の案件形成への支援などを行うこと</p> <p>政策提言を行うシンクタンク的な役割が期待できる NGO/NPO については、政府機関からの調査の委託、国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供、国際会議へのスタッフ派遣に対する助成、環境省での研修の実施、同じ分野の NGO/NPO とのネットワーク構築の働きかけなどを行うこと</p> <p>NGO/NPO の継続的な国際環境協力活動が可能となるような資金面での基盤づくりについて検討し、関係機関に提言</p>

区分	既存計画の記述ぶり	現状と課題	今後の取組みの方向(案)
<p>(4) 地方公共団体・企業・NGO/NPO の協力体制の強化</p> <p>4 1 2 新 た な 国 際 環 境 協 力 を 進 め る た め の 体 制 強 化</p>	<p>により行われる自然保護・債務スワップ(DNS)が、民間主導型の環境協力・資金調達方法として注目されつつあることに鑑み、わが国としても、DNS を支援するため、関連団体に対する税制上の優遇措置の活用や DNS を斡旋・実施できるような NGO の育成及びそれらに対する助成、DNS 情報ネットワークの充実を図るとともに、更に情報の収集・解析を重ね、より適切な方策の検討を行うこと。</p> <p>NGO の参加の促進の見地からも、ODA に関する情報公開のより一層の推進を図ること。</p> <p>&lt;ECO-PAC&gt; 地球環境基金による助成、「グローバル・パートナーシップ・プログラム」による世界的な NGO ネットワーク活動の支援など、制度の着実な執行を図る。</p> <p>[企業] &lt;現あり方&gt; 企業における国際環境協力は、それぞれの企業・団体等の自主性、創意工夫により行われるべきであるが、政府においても国際環境協力に関するわが国経済界との対話を密に行うこと等により、民間企業等によるこうした努力を奨励していくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系保全、野生生物保護、森林再生等のための援助事業の実施。またはそのような事業に対する資金的・技術的な支援。</li> <li>・途上国の環境保全を支援するために設立された公益法人や公益信託への参加及びこれらについての一般市民への紹介。</li> <li>・環境保護団体等への寄付又は市民等からの寄付の仲介。</li> <li>・自然保護・債務スワップへの参加。</li> <li>・休暇・休職制度の工夫、派遣中・帰国後の処遇等に関する特別の配慮等による社員の NGO 活動等への参加、国際機関勤務等の奨励。</li> </ul> <p>&lt;ECO-PAC&gt; 海外進出企業の環境対策の一層の充実のため、情報提供に関し、日系企業の環境問題に対する取り組み等の具体的事例を収集し、事例集を作成、配布する。</p>	<p>(NGO/NPO の財政事情と人材定着)</p> <p>国際的なイニシアティブをとった活動・政策提言や、開発途上国での環境対策面での技術協力では、高度な知識と経験が要求されるが、NGO/NPO の財政的事情から、安定した雇用の確保や高報酬の供与が不可能なため、有能な人材を定着させることが難しい。</p> <p>我が国では、NGO/NPO の活動はボランティアであり、その活動で収入を得ることを忌避する傾向があるが、その点を打破しないと本格的な NGO/NPO 活動を行うことは困難。</p> <p>資金の確保や、プロジェクト管理能力・会計処理能力の強化に積極的に取り組む NGO/NPO もあり、このような取組みの拡大が課題である。</p> <p>(企業における国際環境協力の実施体制)</p> <p>我が国の企業には、自らのビジネスにおいて蓄積した環境保全のノウハウ・技術を活用して、進出先の環境管理担当技術者の社内研修を行うことや、また、視察を希望する開発途上国の政府関係者や企業経営者に対してそのような場を提供するなど、現地企業や政府における環境管理の改善に協力していくことが望まれる。</p> <p>また、国際環境協力は CSR の一環ともとらえられるが、企業の中には CSR 担当役員において社会責任の徹底を図っているところもあり、このような体制づくりの拡大が望まれる。</p> <p>しかし、そのような取組みを促進するような施策は、現在のところ実施されていない。</p>	<p>すること</p> <p>プロジェクト管理能力、会計処理能力向上のため、国際協力を行う NGO/NPO を対象としたセミナーの実施などを関係機関に働きかけるとともに、NGO/NPO にそのようなセミナーへの参加を促すこと</p> <p>(企業における環境協力推進体制の強化)</p> <p>企業における環境協力推進体制を強化するため、次のような施策を実施していくことが望まれる。</p> <p>開発途上国の日系企業との間で環境協力に関する連携体制の設立を奨励するなど、開発途上国政府や地元企業の環境管理システムの改善に対する活動への協力関係の構築を支援していくこと(ODA の活用を含む)</p> <p>国際環境協力を含めた CSR の担保に責任を持つ役員を、経営の中心に配置することを奨励すること</p>